

## 久御山町農業委員会会議録

1. 開催日時 令和2年4月6日(月)午後1時25分

2. 開催場所 久御山町役場 議会棟4階 特別会議室

3. 出席委員

1番	藪内義成
3番	山本喜八郎
4番	中西義晴
5番	吉川敏彦
6番	上田幸子
7番	田中壽嗣
8番	内田裕夫
9番	小寺均
10番	西村裕
11番	南和弘
12番	(欠員)
13番	林勉
14番	田口洋輔
15番	曾束竹司
16番	南秀和
17番	内田孝司
19番	茨木清
20番	林吉一

4. 早退委員

18番	小森保豊
-----	------

5. 欠席委員

2番	村田正己
----	------

6. 会議録署名委員            9 番 小 寺        均  
   1 1 番 南            和 弘

7. 委員会に職務のため出席した者の職氏名

農業委員会事務局局長	山 澤 貴 志 子
農業委員会事務局	田 口 雄 基
農業委員会事務局	高 橋 華 寿 紀

8. 議 事

議案第 1 号	農地法第 3 条の規定による許可申請について（3 条許可）
議案第 2 号	農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について（4 条許可）
議案第 3 号	農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について（5 条許可）
議案第 4 号	農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の決定について（利用権設定）
報告第 1 号	農地法第 3 条の規定による許可取消し願について（3 条許可取消し）
報告第 2 号	農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による転用届出について（4 条届出）
報告第 3 号	農地の一時使用（変更）について （農地の一時使用変更届）
報告第 4 号	農地法第 1 8 条第 6 項による賃貸借契約合意解約の通知について（賃貸借合意解約）

9. 会議の経過

(事務局)

それではですね、定刻より若干早いですけれども、欠席届を提出いただいている委員さん以外の出席がありますので、開始させていただきます。なお、本日につきましては、コロナの対策によりまして、換気のためドア等を開けさしていただいておりますし、席の間隔が若干広いですが、ご了承くださいますようお願いいたします。それでは、令和2年第4回久御山町農業委員会定例総会に先立ちまして、令和2年3月20日付け及び令和2年4月1日付けで、農政に関する部署である農業委員会事務局及び産業課に人事異動がありましたので、ご報告させていただきます。

まずは、令和2年3月20日付けの人事異動でございます。

令和元年11月26日から令和2年3月19日の間、産業課長と農業委員会事務局長を併任されておりました「武田局長」が梶原局長の復職に伴い令和2年3月20日付けで併任が解かれました。

それでは武田課長、一言ごあいさつをお願いいたします。

～ 武田課長 あいさつ ～

(事務局)

ありがとうございます。次に令和2年4月1日付けの人事異動でございます。

平成30年4月より2年間、事務局長をされておりました「梶原局長」が学校教育課へ異動をされます。

それでは梶原課長補佐、一言ごあいさつをお願いいたします。

～ 梶原課長補佐 あいさつ ～

(事務局)

ありがとうございます。続きまして、新たに「農業委員会事務局長」として「国保健康課」から異動さ

(事務局)

れました山澤局長です。

山澤局長、一言ごあいさつをお願いいたします。

～ 山澤局長 あいさつ ～

(事務局)

ありがとうございました。今、三人のご紹介をさせていただきました。これから、令和2年度の農業委員会事務局は局長が「山澤」、局員が「田口」、「中村」、「高橋」の4人体制となります。

よろしくをお願いいたします。

武田課長、梶原課長補佐におかれましては公務がございましたので、退席されます。

(武田課長・梶原局長)

皆さんどうもありがとうございました。

～ 武田課長、梶原課長補佐 退出 ～

(事務局)

それでは、これより進行を山澤局長のほうへお渡しいたします。

(事務局長)

それでは、令和2年第4回久御山町農業委員会定例総会を開始させていただきます。

なお、本日は村田委員から欠席届けをいただいておりますのでご報告させていただきます。

本日の出席委員は、農業委員が13名中12名、農地利用最適化推進委員6名中6名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。

また、さる3月25日に実施いたしました現地調査委員名を報告させていただきます。なお、敬称は略します。

1番 藪内委員

7番 田中会長

13番 林勉委員

14番 田口委員

(事務局長)

15番 曾束委員  
事務局2名と都市整備課1名により実施しております。

開催に先立ちまして、過日、曾束委員がご入院をされていまして、慶弔の規定に基づき、会長よりお見舞いをお渡しいただきました。そのことにつきまして、曾束委員から皆さまにひと言お礼を申したいということをおうかがいしております。曾束委員、よろしくお願ひいたします。

～ 曾束委員 あいさつ ～

(事務局長)

曾束委員、ありがとうございました。それでは、開催にあたりまして田中会長よりごあいさつをお願いします。

(会長)

会長あいさつ

本日の議案は、

議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について(3条許可)	7件
議案第2号	農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について(4条許可)	1件
議案第3号	農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について(5条許可)	2件
議案第4号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の決定について(利用権設定)	20件
報告第1号	農地法第3条の規定による許可取消し願について(3条許可取消し)	1件

(会長)

報告第2号	農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出について(4条届出)	2件
報告第3号	農地の一時使用(変更)について (農地の一時使用変更届)	1件
報告第4号	農地法第18条第6項による賃貸借契約合意解約の通知について (賃貸借合意解約)	1件

それではまず議事に入る前に、本日の議事録の署名委員を指名をいたします。9番の小寺委員、11番の南和弘委員でございます。よろしくお願いをいたします。

それでは、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、3条許可を議題といたします。

それでは、議案第1号の案件につきまして、現地調査の報告を調査委員、報告をよろしくお願いをいたします。

(●●委員)

すみません、議案第1号の案件につきまして、現地調査の報告をさせていただきます。

受付番号5から受付番号11の該当地については、特に問題ないものと思われれます。以上です。

(会長)

それでは今、現地調査の報告をいただいたところでございます。それでは議案第1号受付番号5と受付番号6は、農地の交換ですので、まとめて審議をします。事務局より説明を願います。

(事務局)

それでは、議案第1号受付番号5につきまして議案書1ページをご覧ください。内容につきましては記載のとおりでございます。

(事務局)

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真 1 ページをご覧ください。1 ページの地図、南側の農地となっておりますところでございます。

また、議案書 2 ページにお付けしております農地法第 3 条第 2 項の判断基準に基づき作成いたしました農地法第 3 条調書もご覧になり審議をお願いいたします。

次に受付番号 6 につきましては議案書 3 ページをご覧ください。内容につきましては記載のとおりでございます。先ほどの受付番号 5 と受付番号 6 を交換するという内容となっております。

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真 1 ページの北側の農地となっておりますところでございます。

またこちらにつきましては、議案書 4 ページの農地法第 3 条調書をご覧になり審議をお願いいたします。会長よろしく申し上げます。

(会長)

ただ今、議案第 1 号受付番号 5 と受付番号 6 につきまして説明をいただきました。この件につきまして、何かご意見ご質問はございませんか。

よろしいですか。はい、それでは特にご意見ご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第 1 号受付番号 5 と受付番号 6 に許可することに賛成の委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、議案第 1 号受付番号 5 と受付番号 6 について許可することに決定をいたします。

続きまして、議案第 1 号受付番号 7 と受付番号 8 について、譲受人が同じでございますので、まとめて審議をします。事務局まとめて説明を願います。また、受付番号 8 については報告第 4 号農地法第 18 条第

(会長)

6項による賃貸借契約合意解約の通知について、議案書のいちばん後ろのページですね、51ページを見ていただいたら良いかと思えます。受付番号6と関連する内容ですので併せて事務局より説明を願います。

(事務局)

それでは、議案第1号受付番号7につきまして議案書5ページをご覧ください。内容につきましては記載のとおりでございます。

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真2ページと3ページをご覧ください。

次に受付番号8につきましては、議案書次のページ、6ページをご覧ください。内容につきましては記載のとおりでございます。

なお、本件の該当地につきましては、賃貸借による権利の設定がなされておりましたが、合意解約が事前になされております。賃貸借の合意解約につきましては、議案書最後のページですね、議案書51ページをご覧ください。こちらの報告第4号受付番号6でございます。内容につきましては、記載のとおりでございます。下記米印にあるような内容で合意解約がなされたというような案件でございます。本件につきましては令和2年3月25日付けで会長専決をいたしましたことを申し添えておきます。

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真4ページをご覧ください。

なお、農地の所有権につきましては、法人の場合、農地所有適格法人でなければ取得できないこととなっております。この度、現地調査の時に、譲受人が農地所有適格法人の要件を満たしているかの事前審査を併せて実施していただいております。

内容につきましては、議案書7ページをご覧ください。こちらの農地所有適格法人要件確認書でございます。



(事務局)

また、議案書 8 ページにお付けしております農地法第 3 条第 2 項の判断基準に基づき作成いたしました農地法第 3 条調書もご覧になり審議をお願いいたします。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

それでは、農地所有適格法人に係る事前審査報告を調査委員、報告をよろしく申し上げます。

(●●委員)

受付番号 7 と 8 の譲受人については、農地所有適格法人の要件である法人形態、事業内容、議決権、理事等のすべての要件について、満たしているものと思われれます。以上です。

(会長)

議案第 1 号受付番号 7 と受付番号 8 並びに報告第 4 号受付番号 6 について、何かご意見ご質問はございませんか。

はい、●●●委員。

(●●●委員)

すみません、ちょっとこの案件やけども、この場合ですけども、農業委員、これ確認できたということはこの人だけで確認されたということでもありますけども、この農業委員の中で、誰かこの人知ってる人いはるんですか。それとも、この文書だけで確認されるんやったらこんな農業委員いらんと思う。農業委員がただ、土地だけ見て賛成、拒否するんやったらええと思うけども。私らこれ、実際この人知らんでこのまま通して、この 1 町ほどの土地を買い受けはって、後ちゃんと守できるんかできひんのか。誰も保証できひんさかいに、私は賛成できないと思います。

(会長)

事務局。

(事務局)

こちらの案件につきましてですね、農地法の3条調書というかたちでですね、付けさせていただいております議案書でいいますと8ページでございますが、8ページのいちばん上の全部効率利用の要件というのがございます。今のところ、●●●●●というこの会社はですね、所有している農地、経営農地につきましては全て適正に管理されておりました、今後、この1町ほどの農地を取得したとしてもですね、この農地も荒らさずにできるのではないかというふうな解釈で、このような調書を作らしていただいております。こちらの農業委員の事務局だけではございますけれども、●●●●●の社長さん等とも面談をさせていただいております、今後、農業のほうをがんばってやっていくんやというような意気込みはおうかがいしております。その辺を踏まえて、ご審議をいただけたらと思っております。

(会長)

●●●委員。

(●●●委員)

ちょっともう一回言うけど、この人、これ従業員4人ほど書いてあるけども、この会社いうのは●●ちがいますの。●●の会社の下請けみたいなかたちで、不動産会社ちがいます、これ。昔みたいなかたちで、不動産会社が買い受けて、後、守しんとほったらかしにされて、後、転売等々おきたら困るからね。その辺ちよっとはっきりしといてもらわんと。それと、農業委員こんだけいるねんで。こんだけいる中で事務局だけで通すんやったら、別にこの会の委員はいらんと思う。だからもうちょっと、農業委員にも責任持ったかたちで、話できるようなかたちにもっていつてもらわな。これほんまに、他の問題でもそうやねんけど、事務局だけがうん言うという、私ら後、農地見て「きれいにしてはんな」て言うだけしかないんです。ただ、久御山町の人やったらわかるけども、これいちばん最

(●●●委員) 初の他所の人、これどんな人か知りません。交換したはった、誰かも知りません。どんな人かもわかりませんが、交換というだけで。土地がきれいになったあつたらそんでいいんかということが思われますので、ちょっとこの辺、疑問や思うんです。その辺はちょっと審議しといてもらわな、ちょっとわからへん。

(●●委員) 私も現地調査の時にちょっと言いましたけど、この法人のあり方にも、法人設立しはってね、このあり方にも問題あつたし。ただ、今あつたけど、見に行つて、現地は確かにきれいにしておりました。それと、書類上は何とでも書けます。ただ心配なのは、ほんとにこれ、この人●●歳ということ、我々より上やということ、従事者4人おられますけど、いつまでどこまでやっていかれるかということ、もし後々放置されてしまうと、今こうやって我々農業委員会が許可したとの責任もあるんで、私も反対をしようと思つております。書類上はなんぼでもいけると思いますが、合わそうと思つたら。まして、町長にあいさつ来はつたとか事務局来たということだけで、我々ひとつも見てないんです、どんな人やね。それだけで事務局の判断でされてしもたら、今言わはつたように農業委員会の意味がないさかいにね。もっと真剣に農業委員として、行政委員として、やっぱりもっとももっと真剣に討論せなあかんと思つて、私は。

(会長) とりあえずですね、これ書類的には全部クリアしてあるということのお運びの中で、本日、提案されたというようなかたちやと思うんですけども、ただ、どういふ人かというのはなかなか知り得ないということだと思つてですね。もし、どういふ人だということがわかるようにということであれば、個人的にですね、この委員会に出てきていただくというのも方法かとは思つてんですけども、なかなかそういう動きにはな



(会長)

事務局としても、当然申請された時にですね、そういうなところらへんは十分に話を聞いて、これはどうかということ判断してると思うんですけども、なによりも書類的に満足すれば、この委員会に諮らざるをえないというような立場等もあるわけでございましてですね、今日、皆さま方のご意見を賜るということで、本日、提案をしたというような内容だというふうに思うんです。

(●●委員)

ひとつ。

(会長)

はい、●●委員。

(●●委員)

関連なんですけども、この物件とは別にね、もうすでにこの法人で過去に取得されている土地が多数あると思うんですね。その辺の現状確認ができていますかどうか。特に僕、今、ちらっと思うのは●●●地域ですか、この地域の中でここの所有権移転されてる物件があると思うんです。そこらの事後調査ですね、そういうのができているのかどうか。これも疑問やと思うんです。以上です。

(事務局)

この●●●●●という会社が所有している農地であったり借りている農地であったりしますのは、久御山町以外にも宇治市、京都市にも持っておられまして、それぞれの他市町にもですね、調査依頼をかけて、全て適正だというふうに聞いておるところでございます。また、●●●のハウスの所でございますけれども、その辺等も見せていただいた上で、適正に管理されておるところでございます。今、たぶんおっしゃられようとされておるのはですね、●●●の所でコンテナ等を置かれている所かとは思いますがけれども、そちらのほうも事務局で確認させていただきまして、中に置いておられる物は全て農業用の物であっ

(事務局)

て、農小屋であると。また、その土地については、●●●●●の土地ではなくて、あくまでも会社の社長個人の持ち物であるということでございます。農小屋でありまして、しかも会社の社長の持ち物であって、違反転用とまでは言えないというような案件でございますので、こちらの調書のほうは全て適正と書かせていただいたところでございます。また、この方を不許可というふうにするのであればですね、この3条調書のどれか、どの部分に該当して、この部分が適正ではないというようなかたちで、不許可の場合については理由を示さないといけませんので、そうなるのであればですけども、その辺も含めてご審議のほうをよろしくお願いをいたします。

(会長)

●●委員、よろしいですか。

(●●委員)

今、私が言った●●●、個人の物件であれ、経営形態一緒じゃないですか。完全にこれ、経営形態別でやられてるんですか、その辺はどやねんやろな。僕は、経営形態社長であれ、社長個人のもの、会社との賃貸契約があるんかどうかは定かじゃないですけども、その辺のことも、やっぱり1人でやれるもんじゃないと僕は理解するんやけどね。

(事務局)

そのコンテナにつきましても、ゆくゆくはこの●●●●●●●●●●のほうに貸し出してっていうふうなかたちで、今、事務作業を進めておる、農小屋の届出をするというふうな手続きに今、入っておられる段階でして、今、図面等を作成されているというような状況でございます。こちら事務局といたしましては、この●●●●●●●●●●と●●さん個人については、別経営体というふうに認識しておるところでございます。

(会長)

はい、●●●委員。

(●●●委員)

もう一度だけ、ちょっと聞かせてください。これ従業員1人、自分1人でやってはるねんね、1人で。従事者1人で。

(●●委員)

なんでや、従事者4人で。

(●●●委員)

違う違う、9ページ。

(事務局)

従事者につきましては、この議案書の6ページ等にありますように6ページ、5ページの備考欄にございますように、従事者は4名おられます。で、この7ページについてます要件確認書については、あくまでも株主であったり役員であったりの数でございますので、株を持っておられるのはこの社長個人であって、取締役もこの社長1人、そういうふうなかたちとなっております。

(●●●委員)

これね、3町ほど作ってはるんです、今までに、3町ほど。ねぎと野菜と水稻と。それで4人でできるもんかできひんもんか。今、●●●のほうでやってはりますけども、何十人で使こてはりますよ、こんな4人くらいでできる問題と違いますよ。これうそ書いてあんのと違うかと。本当にそんだけの人数でできるもんならやってみろ。百姓なんかぼろいもんですよ。ここに書いてある見積りもだいぶ読んでてんけども、野菜とこれ何栽培や書いてあるけど、まあハウスの栽培やと思います。これねぎと、従業員4人では無理です。今までに持ったはるのが3町3反。自分とこにあんのが2町8反、約3町近くあります。そやから今度の入れたら4町から5町になりますよ。それでこの人数でオーケーしたんですか、これ。野菜作るのにそんな簡単に作れませんよ。

(会長)                   ねぎ、水稲、野菜って書いてありますけど、割合がね、どれくらいの割合でされているのか。水稲がね、多い場合は可能かと思うんですけど、野菜ばかりですとちょっと大変かなという思いがするんですけども。

(●●●委員)           水稲だけやったらこんなぎょうさん儲からへん。

(会長)                   水稲の場合はね、それほど難しくはないですね。

(●●●委員)           無理でしょ、これ。ハウス栽培とねぎとやってたら。今、ねぎだけでもおそろしい人数使ってやってはるのに。

(会長)                   そのほかに何か労働者、誰か入れたはんのかな。その辺のところの把握はしてますか。

(事務局)               まず、野菜の高床式砂栽培のところですね、ハウスにつきましては●●●の会社にこういうふうな私たちのやり方を教えてもらってるということで、その教えてもらってる会社から手伝いに来てもらったりとかいうようなかたちで、従事者とは、直接の雇用というかたちではないですけども、手伝いの方が来られていることは事実でございます。そのようなかたちで、要件確認書のいちばん下には書いておりますけれども、基本的にはメインはこの野菜のハウスのところですね、がメインとなっておりまして、後は水稲、ねぎ等をやられておるといのように認識しておるところでございます。

(会長)                   ●●●委員、よろしいですか。

(●●●委員)           これ以上言うことない。



(会長)

はい。そのほか、何かご意見等ございませんか。はい、●●委員。

(●●委員)

今のね、先ほどからやりとりを見てたらね、事務局は何でもオーケーオーケーで進めてくるけどね、やっぱりこれ、農業委員会、今日1人欠員で十何人おられんねんけどね、皆さんに意見聞いたらどうです。実際こういうなことがあるのかありえへんのか。それから、なんぼでもさっきも言いましたけど、書類上、条件上ではうまいこといけてますわ。実際的に、今も出てますように、こんなことできるはずないやろと。そしたら十何人もよその他市町村から来て、目的は何やねんということになってきますわ、これ。ほんまに百姓するだけではそんなようけせんでも、自分が、従事者4人ですか、これ。ほんで代表者1人、●●歳の人がやってるだけでね、そこまですることないと思いますねん。他に何かする気があるのかどうかね、そういうのをいっぺん確かめていかなあかんのとちゃうかなと思うんねんけどね、事務局の範囲で皆オーケーオーケーいうように進めてくるさかいにね、さっきも言わはったように、この農業委員会って一体何やろうと、行政委員会、農業委員会17人ほどいるけど、一体もし何かあった時の責任は誰がとんねやということになってくると思います。だから私ももう、言うときますけどこれは賛成できません。

(会長)

そのほか、何かご意見等ございませんか。

今、●●委員からご意見等があったわけでございますけども、この状況、この方ですね、農業をどういうかたちでされているかっていう議論がひとつ、見えないものがあるので、こういうご発言があるのかなと思うんですけども、何かそのほか、委員さんから。

(●●●●委員)

すみません。

(会長)

はい。●●●●委員。

(●●●●委員)

今、色々のご意見が出ていますけども、この問題で今日中にこれ、話をつけないかんわけですか。それともまた、今、委員さんが言ってはるようなことを再確認するとかそういうなことは可能なんですか。

(事務局)

この審議にあたりまして、参考人というかたちでこの●●●●●●●●●●の代表の方なりをお呼びするということは可能なんですけれども、申請からひと月程度です、許可するとか不許可するとかいうふうな判断をしないといけないというふうなかたちになっておりますので、来月回しというふうなかたちやなくて、するんであれば、4月中にもう一度総会を開いてこの案件だけをやるというふうなかたちなら可能と思っておるところでございます。

(会長)

今日のところは保留というかたちになるのかな。

(事務局)

仮にですね、審議保留というかたちであれば、もう1日総会の日を増やしてしか。

(会長)

この案件だけするわけやね。

(事務局)

この案件だけすると、他の案件はもう全てやりまして、この案件だけもう1日会議の日程を増やすという話でございます。

(●●●委員)

もしこの総会で、今出てきたやろけども、何でその前にこういう案件やけどもこんでいいんか悪いんか、もうちょっと日をとれるようなかたちをとっとかへ

(●●●委員) んかったら。事務局はとにかく通したらずんと通る思  
てるんちがうやろかというふうに、私は不安なんで  
す。それがなかったら、別に私それ、うん言うでもい  
いんですよ、いいんですけども、これからもこのかた  
ちが出てきたら、何でもかんでもその時に通るんやと  
いうことは反対や。これから先、今日はなんとか、通  
してくれはったら通してもええと思えますけども、こ  
れから先、これいちばん初めのいちばん最初も問題  
や。全然よそから来たはる人の顔も見えへんのにね、  
田んぼだけ見てうん言うのは、私はあかんというふう  
に思うねんけども。ただ、事務局に言うて来はったら、  
最初、委員に言って来はって、それから顔が分かって  
たらこんな問題出えへんと思うねん。顔の分からん人  
ばかりで、今、買いに来たり転用したのもほとんど  
顔の知らん人が転用したはる。顔を知らんかったらこ  
んな、意思疎通ないですよ。これ事務局に言うても怒  
るかもしれんけど、本当にこれ、いちばん最初に事務  
局に来はった時にもうちょっと確認できたやろ。ちゃ  
んとできるような問題にしといたらこういうな問題  
起こらへんねや。農業委員の方、何も知らんと今日来  
てるんです、これ文書だけもうて来てるんです。これ  
でうん言うてたら、ほんまに先ほども言わはったよう  
に、責任問題は誰が持つんや、事務局だけで見んねや  
ったらこんな委員いらんと思うわ。

(会長) 3条の許可でですね、入作の場合はね、皆さんどう  
いう方が買われるかというのは分からない、顔が見え  
ない。で、町内同士の売買の場合でしたら、誰が買う  
というの分かるんですけども、町外から入作で入っ  
て来られる場合は面識がないというのがあるわけ  
ですね。それがちょっと今、ネックに、●●●委員が言  
われたようなかたちのね、顔が見えないというのはそ  
こにあるかと思うんですね。だから、町外同士の売買  
の場合でしたら分からないですね、全然面識がない。

(会長)

町内の方のね、案件でしたら皆さん、あそこの誰々やしと分かるんですけどね、これは農地法自体が属地主義になっておりますので、入作者の方ですね、多い場合はそこまでちょっと、全部把握できない、顔が見えないことがあるかと思うんですけども。

(●●●委員)

北海道の人の審議もできますよ。知らなかったら。久御山町の土地やさかいにやいやい言ってるだけであって、よそやったら何にも、私ら関係ないからなんぼでもオーケーしますよ、文書でいけんねんやったら。文書だけで通すんやったらそういうようにしとかはあったらええねや。その案件、別に審議しんでも、通ってますのでオーケーですか、はい言うて、そんでいいんですよ。そのやり方だけですよ、言うてんのは。実際に、1ヶ月で通せへんかったら2ヶ月かけて通したらええねや、前の時に今月通らへんかわからへんけども、とりあえず通してみますわと。今、1ヶ月で諮ります言うたからそう言うてんねん。2ヶ月間かかるかもわからへんから、今度いっぺん入れてみて、農業委員会でどういう話が出るか分からへん。ほなら次の時に案件入れますやん。

(会長)

今、事務局が1ヶ月って言ったのは、法的に決まっているのかな。ねえ、条例か何か通達があるのかな。

(事務局)

基本的には法的に決まっておることです、この件につきましては、先月、先々月にも同じ譲受人さんの話で議案書を提出させていただいておって、その場では許可をいただけておりましたので、申請者の方にはそのような通るか通らへんかわからないよとか、2ヶ月かかるよというようなお話はさせていただいておらないというようなかたちでございます。また、今後ですね、おそらくこの会社についてはまた、農地を増やしていく可能性もございますので、その際にはそう

(事務局)

いう、例えば参考人で出てもらうであったりとかですね、事前に説明をしていただくなり、そういうふうな手立てをとることは、次回からは可能と思っておるところでございますが。

(●●●委員)

この農業委員会はね、私らは久御山町いう土地を守ろう思って、一生懸命やってるんです。ただよそに持って行かれるのをね、これよその人なんですよ。だから特にそうなんですよ。久御山町の中で通して、動かれるんやったら私は何も、久御山町を守るんやったらそんでええと思えますけども。やっぱり適格にやってもらわんことにはこれ、なんぼでもよそに逃げて久御山町に土地無くなりますよ。実際、久御山町できれいな土地で守ってくれはったら私は何も言いません。実際、ようけそんな土地が残ってますやん、物置いたりなんやかんや。物置いたりね。ただ久御山町の人やったら、あこの人やいうの分かるさかいにやらないですよ。よその人やったら知らん顔してやらはります。後これ、もしも転用オーケー出て、次の時にもし何かあった時にその人、何て言うたらええんです、これ。他の、今これ3町なんぼ作ってはるけども、これ全部ちゃんとできてるんやろか、確認できてないんとちゃうの。

(事務局)

今現在のところ、3町につきましては適正にできているというふうに確認しておりまして、また今後ですね、そのような違反転用等をなされますと、今後の新たな取得ができなくなりますし、その辺は他の方と同様に京都府なりと指導に入っていくと、というようなことは何ら変わりませぬので。

(●●●委員)

よろしいか。

(会長)

はい、●●委員。

(●●委員)

僕は●君の意見とはちょっと違うんやけどね、あくまで農業委員会の立場としては、他町村からの入作者、これについてはその所属されているところの在地やね、住所地の農業者であるという証明書というような耕作証明、それと色んな誓約書等の提出、これ以外に求める物がないんですよ。ちょっと●君とは意見が違うんやけどね。だから、委員会はその書類で100パーセント全うされてたら、委員会として他町村の方だというレッテルで認可をどうするかということとはちょっと的外れやと思うんですけど。責任の問題とはありますけどね、それはあくまでも今後の経営体の指導でしていかざるをえんと思うんです。だから先ほども僕、ちょっと言いました取得後のね、経過確認、これらを重点的に。だから久御山町の農家の取得云々別にしてね、これはやっぱり委員会として事後確認をしていくような方法をとって、その不耕作地等を無くしていくと、また違反転用を無くしていくというのが大事じゃないかなと。だから、書類上できちっとゴー出ているもんを委員会で不許可にする、これは過去にもね、僕の例ですけれども委員やらしてもうてる時に新規就農者、これの3反かつかつでの案件が出てきた時に現実、保留してます。保留して、本人さんの出席求めて委員会の席でお話さしてもうたことがあります。結果論としては、不許可相当ということで、就農困難であるという判断されて、京都府、あの当時は不許可。町外所有者ですので、知事許可での案件でしたけれども、そういう不許可相当という判断は過去にされたことがあることは事実ですね。ただ以後、法律もだいぶ変わってますので。そういうことがあるということで、委員会で、この席で否決ということはちょっと無理があるんじゃないかなと。確かに、委員の責任の問題はあると思いますけどね。それはもう、事後でしか

(●●委員)

仕方ないんじゃないかなという、僕は意見です。

(会長)

はい。その他、何かご意見等ありますか。ずいぶん色々な意見を出していただけてますけども、その他、ちょっと変わった視点からでも結構ですので、この際にこんなことどやということを出してもらっても結構です。無いですか。

どうも無いようですので、この案件につきまして、採決をいたしたいと思いますが、よろしいですか。よろしいですか。

(結構ですという者あり)

(会長)

それでは、ずいぶん色々な面でご意見をいただきました。それでは、この案件につきまして採決に入りたいと思います。議案第1号受付番号7と受付番号8に許可することに賛成の委員さんの挙手をお願いいたします。

賛成多数。よって、議案第1号受付番号7と受付番号8については、許可することに決定をいたします。

続きまして、議案第1号受付番号9について、事務局より説明を願います。

(事務局)

議案第1号受付番号9につきましては議案書9ページをご覧ください。内容につきましては記載のとおりでございます。生前贈与の案件でございます。

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真5ページをご覧ください。

また、議案書10ページにお付けしております農地法第3条調書もご覧になり審議をお願いいたします。会長よろしく申し上げます。

(会長)

議案第1号受付番号9について、何かご意見ご質問はございませんか。

よろしいですか。

それでは、ないようですので採決に入ります。議案第1号受付番号9に許可することに賛成の委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、議案第1号受付番号9については、許可することに決定をいたします。

続きまして、議案第1号受付番号10について、事務局より説明を願います。

(事務局)

議案第1号受付番号10につきましては議案書11ページをご覧ください。内容につきましては記載のとおりでございます。こちらにつきましては、持分の整理というような案件でございます。

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真6ページをご覧ください。

また、議案書12ページにお付けしております農地法第3条調書もご覧になり審議をお願いいたします。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

議案第1号受付番号10について、何かご意見ご質問はございませんか。

持分の一部移転かな、でございます、よろしいですか。はい、特にご意見ご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第1号受付番号10に許可することに賛成の委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、議案第1号受付番号10について許可することに決定をいたします。



(会長) 続きまして、議案第1号受付番号11について、事務局より説明を願います。

(事務局) 議案第1号受付番号11につきましては議案書13ページをご覧ください。内容につきましては記載のとおりでございます。

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真7ページをご覧ください。

また、こちらにつきましても議案書14ページにお付けしております農地法第3条調書もご覧になり審議をお願いいたします。

会長よろしく申し上げます。

(会長) 議案第1号受付番号11について、何かご意見ご質問はございませんか。

よろしいですか。はい、特にご意見ご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第1号受付番号11に許可することに賛成の委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、議案第1号受付番号11について許可することに決定をいたします。

続きまして、議案第2号に入りたいと思います。議案第2号農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見についてを議題といたします。

それでは、議案第2号の案件について、現地調査の報告を調査委員、報告をよろしくをお願いいたします。

(●●委員) 議案第2号の案件につきまして、現地調査の報告をさせていただきます。

(●●委員)

受付番号2の該当地につきましては、特に問題ないものと思われま

(会長)

それでは、議案第2号受付番号2について、事務局説明を願います。

(事務局)

議案第2号受付番号2につきましては議案書15ページをご覧ください。内容につきましては記載のとおりでございます。露天貸駐車場に転用される案件でございます。

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真8ページをご覧ください。

また議案書16ページと17ページにお付けしております農地法第4条第1項の規定による許可申請書に係る意見書(案)につきましても併せてご覧になり審議をよろしくお願ひします。

会長よろしくお願ひします。

(会長)

ただ今、議案第2号受付番号2について、何かご意見ご質問はございませんか。

露天駐車場への転用です、よろしいですか。それでは、特にご意見ご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第2号受付番号2を許可相当とすることに賛成の委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、許可相当として京都府に進達をいたします。

続きまして、議案第3号に入ります。議案第3号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見についてを議題といたします。

(会長) それでは、議案第3号の案件について、現地調査の報告を調査委員、報告をお願いします。

(●●委員) 議案第3号の案件につきまして、現地調査の報告をさせていただきます。

受付番号3と受付番号4の該当地については、特に問題ないものと思われまます。

(会長) それでは議案第3号受付番号3について、事務局説明をお願いします。

(事務局) 議案第3号受付番号3につきましては議案書18ページをご覧ください。内容につきましては記載のとおりでございます。居宅及び露天自己駐車場に転用される案件でございます。

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真9ページをご覧ください。

また議案書19ページと20ページにお付けしております農地法第5条第1項の規定による許可申請書に係る意見書(案)につきまして併せてご覧になり審議をお願いいたします。

会長よろしく申し上げます。

(会長) 議案第3号受付番号3の現地調査の報告と事務局からの説明が終わりました。この件につきまして、何かご意見ご質問はございませんか。

よろしいですか。はい、特にご意見ご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第3号受付番号3を許可相当とすることに賛成の委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、許可相当として京都府に進達をします。

(会長)

次に議案第3号受付番号4について、事務局説明を願います。

(事務局)

それでは、議案第3号受付番号4につきましては議案書21ページをご覧ください。内容につきましては記載のとおりでございます。本件につきましては、露天自社資材置場に転用される案件となっております。

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真10ページをご覧ください。

また議案書22ページと23ページにお付けしております意見書(案)につきましても併せてご覧になり審議をお願いいたします。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

議案第3号受付番号4の現地調査の報告と事務局からの説明が終わりました。この件について、何かご意見ご質問はございませんか。

露天の自社資材置場という転用目的ですけれども、よろしいですか。特にご意見ご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第3号受付番号4に許可相当とすることに賛成の委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、許可相当として京都府に進達をいたします。

続きまして、議案第4号に入ります。議案第4号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の決定について、利用権設定を議題といたします。

それでは議案第4号について、現地調査の報告を調査委員、報告願います。

(●●委員)

議案第4号の案件につきまして、現地調査の報告をさせていただきます。

議案第4号受付番号21から受付番号40の該当地については、特に問題ないものと思われれます。

(会長)

それではまず、議案第4号受付番号21について、事務局説明を願います。

(事務局)

議案第4号受付番号21につきましては議案書24ページをご覧ください。内容につきましては記載のとおりでございます。

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真11ページをご覧ください。

利用権の設定につきましては、本日20件ございます。農業経営基盤強化促進法第18条第3項、黄色の用紙の内容により審議をお願いいたします。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

議案第4号受付番号21について、ご意見ご質問はございませんか。

よろしいですか。はい、特にご意見ご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第4号受付番号21について、可とすることに賛成の委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、可とすることに決定をします。

それでは議案第4号受付番号22から受付番号24について、借手が同じですのでまとめて審議をします。事務局説明願います。

(事務局)

議案第4号受付番号22につきましては議案書25ページをご覧ください。内容につきましては記載のと

(事務局)

おりでございます。

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真12ページをご覧ください。12ページの写真の北側の54、55の筆でございます。

次に受付番号23につきましては議案書26ページをご覧ください。内容につきましては記載のとおりでございます。

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真、同じく12ページの●●、いちばん東の農地となっておるところでございます。

次に受付番号24につきましては議案書27ページをご覧ください。内容につきましては記載のとおりでございます。

こちらの所在地につきましても、該当農地の写真の12ページ、西側の●●、●●でございます。

それでは会長よろしくお願いいたします。

(会長)

ただ今、議案第4号受付番号22から24について、事務局から説明を願いました。この件について、何かご意見ご質問はございませんか。

22、23、24と3件あるわけですけど、よろしいですか。

それでは採決に入ります。議案第4号受付番号22から受付番号24について、可とすることに賛成の委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、可とすることに決定をいたします。

それでは、議案第4号受付番号25から受付番号30について、25から30です。借手が同じですのでまとめて審議をします。事務局説明願います。

(事務局)

議案第4号受付番号25につきましては議案書28ページをご覧ください。内容につきましては記載のとおりでございます。

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真13ページをご覧ください。こちらの●●、●●でございますので、いちばん東側といちばん西側でございます。

次に受付番号26につきましては議案書29ページをご覧ください。内容につきましては記載のとおりでございます。

所在地につきましては、該当農地の写真の同じく13ページをご覧ください。26につきましては、西側の2筆目の●●でございます。

次に受付番号27でございますが議案書30ページをご覧ください。内容につきましては記載のとおりでございます。

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真、こちらと同じく13ページでございます。こちらは、真ん中の農地の●●、●●でございます。

次に受付番号28につきましては議案書31ページをご覧ください。内容につきましては記載のとおりでございます。

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真14ページをご覧ください。

次に受付番号29につきましては議案書32ページと33ページをご覧ください。内容につきましては記載のとおりでございます。

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真15ページをご覧ください。

次に最後ですが、受付番号30につきましては議案書34ページと35ページをご覧ください。こちらの内容につきましては記載のとおりでございます。

(事務局)

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真、同じく15ページをご覧ください。  
会長よろしく申し上げます。

(会長)

議案第4号受付番号25から受付番号30について、今、説明を願いました。この件について、何かご意見ご質問はございませんか。

6件まとめてですけど、よろしいですか。はい、特にご意見ご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第4号受付番号25から受付番号30について、可とすることに賛成の委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、可とすることに決定をいたします。

それでは議案第4号受付番号31について、事務局説明を願います。

(事務局)

議案第4号受付番号31につきましては議案書36ページと37ページをご覧ください。37ページにつきましては、貸手の持分の詳細となっておりますところでございます。内容につきましては記載のとおりでございます。

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真16ページをご覧ください。  
会長よろしく申し上げます。

(会長)

議案第4号受付番号31ですね、31について、何かご意見ご質問はございませんか。

よろしいですか。はい、特にご意見ご質問もないようでございます。



(会長)

それでは採決に入ります。議案第4号受付番号31について、可とすることに賛成の委員さんの挙手をお願いします。

全員挙手。よって、可とすることに決定をいたします。

これから審議をいただく議案第4号受付番号32につきましても、●●委員に関する案件でありますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき議事参与の制限により、退席をお願いいたします。

(●●委員 午後2時32分 退席)

(会長)

それでは、議案第4号受付番号32について、事務局説明をお願いします。

(事務局)

議案第4号受付番号32につきましても議案書38ページをご覧ください。内容につきましては記載のとおりでございます。

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真17ページをご覧ください。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

議案第4号受付番号32について、何かご意見ご質問はございませんか。

よろしいですか。はい、特にご意見ご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第4号受付番号32について、可とすることに賛成の委員さんの挙手をお願いします。

全員挙手。よって、可とすることに決定をいたします。

(●●委員 午後2時34分 入室)

(会長) それでは、議案第4号受付番号33について、事務局より説明をお願いします。

(事務局) 議案第4号受付番号33につきましては議案書39ページをご覧ください。内容につきましては記載のとおりでございます。

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真18ページをご覧ください。

会長よろしく申し上げます。

(会長) 議案第4号受付番号33について、ご意見ご質問はございませんか。

よろしいですか。はい、特にご意見ご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第4号受付番号33について、可とすることに賛成の委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、可とすることに決定をいたします。

これから審議をしていただく議案第4号受付番号34につきましては、●●委員に関する案件でありますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく議事参与の制限によりまして、退室をお願いいたします。

(●●委員 午後2時35分 退席)

(会長) それでは、議案第4号受付番号34について、事務局説明をお願いします。

(事務局)

議案第4号受付番号34につきましては議案書40ページをご覧ください。内容につきましては記載のとおりでございます。

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真19ページをご覧ください。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

議案第4号受付番号34について、何かご意見ご質問等ございませんか。

よろしいですか。はい、特にご意見ご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第4号受付番号34について、可とすることに賛成の委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、可とすることに決定をいたします。

(●●委員 午後2時37分 入室)

(●●委員)

ちょっと、もう審議終わった後で申し訳ないんやけど。

(会長)

はい、どうぞ。

(●●委員)

これね、今の審議、33と34なんやけど、現実これ、●●●●●●●●●●さんやってはったんですか。これ全部、新規設定になったあんねんけど。取得から以降、これ。その辺だけちょっと事務局、いつに取得されて、●●●●●●●●●●さんがね。その辺の確認できてんのか、そのれだけちょっと事務局頼みます。

(事務局)

はい、●●●●●●●●●●さんにおかれましてはこの土地は3年前に取得されたところでございまして、

(事務局)      こちらとしましては、自社でされておったと認識しておったところでございます。

(●●委員)      ありがとう。

(会長)          はい、●●委員、よろしいですか。

(●●委員)      はい、結構です。

(会長)          それでは議案第4号受付番号35について、事務局説明願います。

(事務局)      議案第4号受付番号35につきまして議案書41ページをご覧ください。内容につきましては記載のとおりでございます。  
所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真20ページをご覧ください。  
会長よろしく申し上げます。

(会長)          議案第4号受付番号35について、何かご意見ご質問はございませんか。  
  
よろしいですか。はい、特にご意見ご質問もないようでございます。  
それでは採決に入ります。議案第4号受付番号35について、可とすることに賛成の委員さんの挙手をお願いいたします。  
全員挙手。よって、可とすることに決定をいたします。  
  
続きまして、議案第4号受付番号36について、事務局説明を願います。

(事務局)

議案第4号受付番号36につきましては議案書42ページをご覧ください。内容につきましては記載のとおりでございます。

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真21ページをご覧ください。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

議案第4号受付番号36について、何かご意見等ございませんか。

よろしいですか。特にご意見ご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第4号受付番号36について、可とすることに賛成の委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、可とすることに決定をいたします。

それでは議案第4号受付番号37に入ります。事務局より説明を願います。

(事務局)

議案第4号受付番号37につきましては議案書43ページをご覧ください。内容につきましては記載のとおりでございます。

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真22ページをご覧ください。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

議案第4号受付番号37について、何かご意見等ございませんか。

はい、●●委員。

(●●委員)

委員会としてあんまり関与すべきじゃないかもしれんねんけど、設定、利用権のどこでの賃料の支払い

(●●委員) なんやけど、これは個人間の問題かもしれませんがねんけど、何か組合にと書いてあんねんけど、その辺分かってたら教えていただきたい。

(事務局) はい、こちらはこの借手の方と貸手の方の双方の話し合いによって決まったものでございまして、その辺の話は畑かん組合のほうにできてるというふうなかたちで申請をいただいたので、そのままこのようなかたちで記載させていただいたという次第でございませぬ。

(●●委員) はい、結構です。

(会長) その他ございませぬか。よろしいですか。  
それでは、その他特にないようですので、採決に入ります。議案第4号受付番号37について、可とすることに賛成の委員さんの挙手をお願いいたします。  
全員挙手。よって、可とすることに決定をいたします。

それから、受付番号38について、事務局説明を願います。

(事務局) 議案第4号受付番号38につきまして議案書44ページをご覧ください。内容につきましては記載のとおりでございます。  
所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真23ページをご覧ください。  
会長よろしく申し上げます。

(会長) 議案第4号受付番号38について、何かご意見とご質問はございませぬか。

(会長)

よろしいですか。はい、特にご意見ご質問もないよう  
うでございます。

それでは採決に入ります。議案第4号受付番号38  
について、可とすることに賛成の委員さんの挙手をお  
願ひいたします。

全員挙手。よって、可とすることに決定をいたしま  
す。

それでは受付番号39について、事務局説明を願ひ  
ます。

(事務局)

議案第4号受付番号39につきましては議案書4  
5ページをご覧下さい。内容につきましては記載のと  
おりでございます。

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写  
真24ページと25ページをご覧下さい。

会長よろしくお願ひします。

(会長)

議案第4号受付番号39について、何かご意見ご質  
問はございませんか。

よろしいですか。はい、特にご意見ご質問等ないよ  
うですので、採決に入ります。議案第4号受付番号3  
9について、可とすることに賛成の委員さんの挙手をお  
願ひいたします。

全員挙手。よって、可とすることに決定をいたしま  
す。

それでは、議案第4号受付番号40について、事務  
局説明を願ひます。

(事務局)

議案第4号受付番号40につきましては議案書4  
6ページをご覧下さい。内容につきましては記載のと  
おりでございます。

(事務局)

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真 26 ページをご覧ください。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

議案第 4 号受付番号 40 について、何かご意見とご質問はございませんか。

よろしいですか。はい、それではご意見ご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第 4 号受付番号 40 について、可とすることに賛成の委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、可とすることに決定をいたします。

これで、本日の審議案件は全て終わりたいと思います。これより報告に入ります。

それでは、報告第 1 号、資料 47 ページになるかと思えます。報告第 1 号受付番号 1 農地法第 3 条の規定による許可取消し願について、3 条許可取消しです。これにつきまして、事務局より報告を願います。

(事務局)

報告第 1 号受付番号 1 につきましては議案書 47 ページをご覧ください。内容につきましては記載のとおりでございます。こちらにつきましては、令和元年 12 月総会で許可した案件でございますけれども、いちばん上の農地のみですね、今回許可を取り消してほしいというふうな願い出がありましたので取消しをしたというような案件でございます。

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真 27 ページをご覧ください。

本件につきましては、先ほど申し上げましたとおり令和 2 年 3 月 12 日付けで会長専決をいたしまして、



- (事務局) 届出者に対しまして許可指令書を再発行させていただきましたことを申し添えておきます。  
会長よろしくお願ひします。
- (会長) 報告第1号受付番号1の報告がありましたが、何かご意見等ございませんか。  
  
よろしいですか。それでは、特にご意見等ございませんので、それでは報告第2号受付番号3農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出についてを事務局より報告願ひます。
- (事務局) 報告第2号受付番号3につきましては議案書48ページをご覧下さい。内容につきましては記載のとおりでございまして、住宅に転用される予定となっております。  
所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真28ページをご覧下さい。  
本件につきましては、令和2年3月5日付けで会長専決をいたしまして、届出者に対しまして受理通知書を発行させていただきましたことを申し添えておきます。  
会長よろしくお願ひします。
- (会長) 報告第2号受付番号3の報告がございしましたが、これについて、何かご意見等あれば賜りたいと思ひますが、よろしいですか。
- (●●●委員) はい。
- (会長) はい、●●●委員。
- (●●●委員) 今、この前の道ね、ちょっと狭いんですけどれも、ある程度へっこめて確保してもらえるのか。あそこの

(●●●委員) 通りは、●●の中の旧道でございますので、ある程度ちょっとへっこめて、道を確保してもろて、道を充分とっていただいて、消防車等が入れるような道になるように、できるだけ。

(会長) 道路後退の関係ですね。

(事務局) はい、こちらにつきましては、道路後退をするというふうにお伺いしております。

(●●●委員) 4メートルくらいになんのか。

(事務局) そうですね、もともとの道が3メートルですね。その辺で、中心線から2メートルを確保するということなので、最終的には3メートル50くらいの道に広がるという予定になっておるところでございます。

(会長) はい、どうぞ。

(●●●委員) それから、あそこはたぶん●●という地域になるというふうに思いますけども、あの辺、●●の町内ということになっております。できるだけ、町内と分かるようなかたちを、わかるようなかたちというより、町内の人にも自治会長の人にもわかってもうて、家を建てられる場合は必ず自治会の承認がいるようなかたちにしてもらわんと、自治会に入らへん場合があるんです。やっぱり自治会を進めていく中で、役場としてそれが勤めですので、その辺は自治会等も許可の範囲にさせていただいて、そこに家建てはんねんやったら、その家を建てはる人は町内会に入ってもらえるようなかたちをとっていただいたらありがたいないうふうに思いますので、その点はよろしくお願いだけしとおきます。

(事務局)

農地法のこの届出上、そういった書類の添付は求めることはできませんので、都市整備課のほうにそういうお声があったことを伝えておきますので、よろしくお願ひします。

(会長)

はい、他ございませんか。よろしいですか。

それでは次ですね、報告第2号受付番号4について、事務局より報告を願ひます。

(事務局)

報告第2号受付番号4につきましたは議案書49ページをご覧下さい。内容につきましたは記載のとおりでございます。露天自己駐車場等に転用される内容となっております。

所在地につきましたは、詳細地図及び該当農地の写真29ページをご覧下さい。

本件につきましたは、令和2年3月12日付けで会長専決をいたしまして、届出者に対して受理通知書を発行いたしましたことを申し添えておきます。

会長よろしくお願ひします。

(会長)

ただ今、報告第2号受付番号4の報告がありましたけれども、この件につきましたは、何かございませんか。

(小森委員 午後2時49分 退室)

(会長)

よろしいですか。はい、それでは特にはないようですので、報告第3号ですね、農地の一時使用についてを事務局より報告を願ひます。

(事務局)

報告第3号受付番号1につきましたは議案書50ページをご覧下さい。内容につきましたは記載のとおりでございます。こちらは以前から一時使用として使っておられる案件でございますして、使用期間が延長な



(●●●委員) 知らんで人に貸したり売ったり、転売しとるような予定があるんかもわからへんさかいに注意しておかな、  
いうように思てます。先ほど委員のほうからちょっと  
説明があったさかいに。3年前にこの委員会にかかっ  
たと思うねん。

(会長) そうですね、そういうことですね。以後、その辺に  
ついては留意していきたいというふうに思います。

---

午後2時54分 終了

---